

○第9回釧路川流域委員会における意見内容とそれに対する回答及び今後の対応方針

番号	意見内容(審議要旨より)	回答及び今後の方針
1	釧路川流域における家屋、農地などへの災害防止のための確実な河川整備を行っていただきたい。	河川整備計画に基づき、河川整備を実施して参ります。
2	工事対象となる地域の方々への説明を行い、理解を得てから着手していただきたい。	これまでも工事着手等に際しては、地域の方々への説明を行って来ております。引き続き、地域の方々への説明及び理解を得るよう努めて参ります。
3	魚類などの移動の連続性については、シシャモのほかにイトウ、サケ科魚類、外来種を除く魚種の生息・生育環境の保全についても記載していただきたい。	ご指摘を踏まえて、河川整備計画原案を修正致します。
4	樋門が魚類の移動の連続性を遮断している事例が調査し改善することを検討して頂きたい。	河川整備計画に基づき、魚類の移動の連続性の確保に努めて参ります。
5	本流から支流の数河川を禁漁措置とし、流域の森林再生・保全処置等を実施し、イトウ等サケマス保護増殖河川を流域住民と協議の上、設定することを検討して頂きたい。	禁漁河川とは、水産資源保護法等に基づき、都道府県知事又は農林水産大臣が指定する区域であることから、河川法に基づく河川整備計画に反映することは困難と考えております。 なお、禁漁河川を指定する北海道担当部局には、当該意見をお伝え致します。
6	津波の河川遡上によって津波が跳ね返り高くなるなど、横堤を越える危険が想定されないか。	H17年度の遡上計算結果によると500年間隔地震の津波が発生しても、横堤を越えませんが、詳細は今後検討して参ります。(第10回流域委員会資料2参照)
7	堤防断面が不足する区間や未整備区間の堤防断面の早期整備とあわせて堤防機能の維持や安全性の確保が図られるよう要望する	河川整備計画に基づき、河川整備を実施して参ります。
8	河川遡上時における津波の挙動及び影響についての検証を行うとともに、必要に応じてその対策を講じていただくよう要望する。	河川整備計画に基づき、地震・津波対策を実施して参ります。
9	水質の保全に関する総合的対策や、流水の正常な機能の維持に必要な流量の確保に努めていただきたい。	河川整備計画に基づき、地域住民、関係機関等と連携し、環境基準を満たすように現況水質の改善、流水の正常な機能の維持に必要な流量の確保に努めて参ります。
10	釧路湿原自然再生事業は重要と考えており、国、北海道、流域自治体が連携し、河川が蛇行しながら流下する壮大な原自然の景観やラムサール条約登録以前のような湿原環境の再生が図られるよう要望する。	河川整備計画に基づき、釧路湿原の自然再生の目標達成に向けて、地域住民や関係機関との連携及び協働を行いながら、弛まぬ努力のもと自然再生の取り組みを継続的に推進して参ります。(原案P60参照)
11	外来植物が河道内で大きな群落をつくってしまうと湿原域や自然再生事業に含まれるエリアへの影響も考えられるので、河川の維持管理と自然再生事業との整合性を謳っておいたほうが良いと思う。	ご指摘を踏まえて、河川整備計画原案を修正致します。

番号	意見内容(審議要旨より)	回答及び今後の方針
12	整備計画(原案)の記述で、「努める」という表現について表現上非常に広範囲であり、言葉の意味を明確にすべきではないか。	「努める」という記述については、現時点で実施事項が明確に確定していない場合、目標を設定していない場合、目標を達成するための手法が現時点で確立されていない場合、諸条件により必ずしも目標が達成できるとは限らない場合に使用しております。
13	治水工事あるいは自然再生を行うときに、線路が冠水しないよう考慮して頂きたい。	治水工事及び自然再生を行うときには、既存産業等に影響のないように努めて参ります。
14	自然再生を目的とする事業と治水事業が一緒に見られるようになると非常に分かりやすいと思う。	治水事業や自然再生事業など、現段階で明確となっている取り組み内容を示す図面を作成致します。(第10回流域委員会参考資料1参照)
15	整備計画全体を見ると非常に良くできており、問題は何処まで実施出来るかということ。重要な所と後回しで良い所とを整理することが必要ではないか。	治水事業において、堤防整備区間と実施の段階で一番効率的な手法により整備を行う被害軽減対策区間を設定しており、今後は堤防整備区間の整備を優先的に進めて参ります。
16	釧路湿原については必要なことはやるべきだと思うことから、問題点をきちっと洗い直し、優先順位をつけ、流域全体をみて支流を含めて考えることが必要。	釧路湿原の保全・再生における、流域全体としての課題等については、今後の釧路湿原自然再生協議会の議論を踏まえて検討して参ります。
17	釧路川ではイトウが絶滅に瀕しているため、最も生息密度の高い所を禁漁河川にするような事も、この中で議論できないか。	禁漁河川とは、水産資源保護法等に基づき、都道府県知事又は農林水産大臣が指定する区域であることから、河川法に基づく河川整備計画に反映することは困難と考えております。 なお、禁漁河川を指定する北海道担当部局には、当該意見をお伝え致します。
18	魚類等の移動の連続性については十分配慮された記述になっていると思う。河床の安定化については実際に安定するかは上流部からの河川改修が大事になると思い、更なる留意をお願いしたい。直線化する河川改修についてはやめてほしいと改めて注文したい。	河川整備計画に基づき、河道の掘削にあたっては、河道の安定性に配慮するとともに、極力、現況の瀬と淵の保全、親水性の確保に努めて参ります。(原案P49参照)
19	災害時の河川周辺住民の安全性について、釧路川では1m程度の土盛りをしているが、最近の海面上昇あるいは津波を考えると、科学的に計算した対策が必要である。もう少し安全性をプラスするような事を考慮してもらいたい。	釧路川下流域では、既往最大の潮位等を基に堤防高を設定し、整備を進めているところです。 また、これを越える波高の津波が発生したときに備え、今後は関係市町村と連携しながら避難情報の充実などのソフト対策を図ることで被害の軽減を図っていきたいと考えています。
20	周辺住民からは水位高が年々上がっているという話を聞く。計画水位高をどこまでにするのか、教えていただきたい。	計画高水位については、従来の計画と同様であり、洪水時には河川水位が計画高水位を上回らないよう、河川整備を行って参ります。 また、近年の河川水位の変遷については、上昇傾向の箇所、下降傾向の箇所が見受けられます。(第10回流域委員会資料2参照)
21	自然再生事業の中でも住民の安全を第一に考え、産業等の人の営みも担保されていると考えているが、河川整備計画との整合性をお聞かせ願いたい。	釧路湿原の自然再生を行うにあたり、地域住民や関係機関と連携して、釧路湿原自然再生協議会において十分協議の上、治水面との整合を図りつつ、自然再生事業を実施して参ります。(原案P60参照)
22	コスト面からの異常豪雨に対する整備については、現実面として対応には無理がある。近年の大雨による危険箇所を整備することになっており、妥当な計画と思う。大事なはその時点その時点で一番妥当性のある方法で住民の安全を守ることと考える。	河川整備計画に基づき、河川整備を実施して参ります。

番号	意見内容(審議要旨より)	回答及び今後の方針
23	全体的には、流域全体の治水なり利水、さらには環境も含め満足している。	河川整備計画に基づき、河川整備を実施して参ります。
24	生き物が上りやすくなるよう釧路川の本流と支流の重なる部分について、配慮してもらえれば有り難く、各市町村でも考慮してほしい。	河川整備計画に基づき、河川整備を実施して参ります。
25	美留和地区は、自然のままの蛇行で、2～3mの深いところもあることから、そういうものは残しながら釧路川をつくって頂ければ良いと思う。	河川整備計画に基づき、河道の掘削にあたっては、河道の安定性に配慮するとともに、極力、現況の瀬と淵の保全、親水性の確保に努めて参ります。(原案P49参照) なお、美留和地区については、河川を管理する北海道が今後策定する釧路川上流圏域河川整備計画で、現況の瀬と淵や蛇行の保全などを考慮した川づくりで検討を進めて参ります。
26	個人的には上流から河口まで横断工作物が一つもない全国でも貴重な釧路川の特徴を地域の発展にどう結びつけていくか、きっちり位置づけて頂きたいと思う。	ご指摘を踏まえて、河川整備計画原案を修正致します。
27	整備計画については問題ないと思う。水質検査の結果が近年だんだん悪くなっていると出ているが、若干疑問に思う。具体的な水質調査方法をお聞きしたい。	釧路川本川における水質(BOD)については、近年上昇傾向にあります。支川の茂雪裡橋地点では、上昇傾向にはなく、支川では傾向が異なっております。また、水質調査方法(BOD)については、1ヶ月に1度、河川から直接採水しております。(第10回委員会資料2参照)
28	過去の釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会並びに自然再生協議会での討議結果を基に、河川環境の整備と保全に関して非常にきめ細かい計画になっていると思う。	河川整備計画に基づき、河川整備を実施して参ります。
29	最近是非常に気候変動が激しいため、超過洪水対策についてもきちっとした計画を立てるべきではないかと思う。	計画規模を上回る洪水や整備途上段階に施設能力以上の洪水が発生した場合でも被害を出来るだけ軽減するよう、河川整備計画に基づき広域防災対策や危機管理体制の整備を行って参ります。(第10回流域委員会資料参照)
30	気温が非常に下がる時期は流域表面が凍結し、湿原の貯水効率が異なり、都市化と同様に雨が降ると一気に流出する。それについて検討しているか。	流出計算については、一般的な流出解析手法を用いて実施しており、季節毎に流出率を変える等の対応を行っておりません。

釧路川水系河川整備計画(第9回流域委員会)	委員会の意見等	修正案
<p>1-3 河川整備計画の目標</p> <p>1-3-1 河川整備の基本理念</p> <p>北海道の東部に位置する釧路川流域は、道東地域の社会、経済、文化の中心都市である釧路市を有し、恵まれた農林水産資源を生かした酪農業や水産業等の地域産業が展開される地域である。また、釧路川流域は、上流域には屈斜路湖等を含む阿寒国立公園が、下流域には我が国で最初のラムサール条約登録湿地に指定され、国立公園でもある釧路湿原があり、優れた自然環境に恵まれた地域である。</p> <p>また、釧路湿原や釧路川沿いに点在する河跡湖は、多様な生物を育む豊かな自然環境を有するほか、一時的に洪水や内水を調節する役割をもつ。</p> <p>釧路川の河川整備については、釧路川流域の特徴を踏まえ、河川環境と地域の人々の生活、産業活動との共生を図りながら地域社会の安定的な発展を目指し、次のような方針に基づき総合的、効果的、効率的に推進する。</p> <p>【洪水等による災害の発生の防止又は軽減について】</p> <p>洪水氾濫の危険性を極力減少させるため、河道断面が不足している箇所については、河積の増大により水位低下を図る。</p> <p>また、本支川及び上下流のバランスを考慮するとともに、整備途上段階においても順次安全度が高まるよう水系として一貫した整備を行う。</p> <p>釧路川流域のある北海道東部太平洋沿岸は地震多発地帯であり、地震や津波に対する対策を行う。</p> <p>【河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持について】</p> <p>河川の適正な利用及び流水の正常な機能を維持するため必要な流量の確保に努め、今後とも関係機関等と連携し、合理的な流水の利用を促進する。</p> <p>【河川環境の整備と保全について】</p> <p>河川環境は、自然の状況においても遷移し、攪乱により変化するものであると認識したうえで、釧路川の有する河川環境の多様性や連続性を保全し、動植物の生息・生育環境の保全・形成を図る。特に、釧路湿原は国内最大の湿原であり、釧路川流域の貴重な財産であるとともに、多種多様な動植物の生息・生育の場であることから、その保全・復元に努める。</p> <p>また、観光等地域の産業の持続的な発展と自然環境の保全の両立を目指し、流域の自然的・社会的状況を踏まえ、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、地域と連携しながら川づくりを推進する。</p> <p>さらに、市街地や酪農地帯及び湿原地帯と調和した釧路川らしい水辺景観の保全・形成に努める。</p>	<p>個人的には上流から河口まで横断工作物が一つもない全国でも貴重な釧路川の特徴を地域の発展にどう結びつけていくか、きっちり位置づけて頂きたいと思う。</p> <p>※変更箇所を青字下線で表示</p>	<p>1-3 河川整備計画の目標</p> <p>1-3-1 河川整備の基本理念</p> <p>北海道の東部に位置する釧路川流域は、道東地域の社会、経済、文化の中心都市である釧路市を有し、恵まれた農林水産資源を生かした酪農業や水産業等の地域産業が展開される地域である。また、釧路川流域は、上流域には屈斜路湖等を含む阿寒国立公園が、下流域には我が国で最初のラムサール条約登録湿地に指定され、国立公園でもある日本最大の釧路湿原があり、優れた自然環境に恵まれた地域である。</p> <p>また、釧路川では、河口から源流まで連続性が確保されているところが大きな特徴であり、釧路湿原や釧路川沿いに点在する河跡湖は、多様な生物を育む豊かな自然環境を有するほか、一時的に洪水や内水を調節する役割をもつ。</p> <p>今後、これらの釧路川の特徴及び地域の自然環境、都市の発展、酪農を中心とした産業、地域の風土・文化等を踏まえ、魅力的で活力溢れる地域づくりや地域産業の発展の軸となるよう、本整備計画に基づき、釧路川の河川整備・管理を着実に推進する。</p> <p>【洪水等による災害の発生の防止又は軽減について】</p> <p>洪水氾濫の危険性を極力減少させるため、河道断面が不足している箇所については、河積の増大により水位低下を図る。</p> <p>また、本支川及び上下流のバランスを考慮するとともに、整備途上段階においても順次安全度が高まるよう水系として一貫した整備を行う。</p> <p>釧路川流域のある北海道東部太平洋沿岸は地震多発地帯であり、地震や津波に対する対策を行う。</p> <p>【河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持について】</p> <p>河川の適正な利用及び流水の正常な機能を維持するため必要な流量の確保に努め、今後とも関係機関等と連携し、合理的な流水の利用を促進する。</p> <p>【河川環境の整備と保全について】</p> <p>河川環境は、自然の状況においても遷移し、攪乱により変化するものであると認識したうえで、釧路川の有する河川環境の多様性や連続性を保全し、動植物の生息・生育環境の保全・形成を図る。特に、釧路湿原は国内最大の湿原であり、釧路川流域の貴重な財産であるとともに、多種多様な動植物の生息・生育の場であることから、その保全・復元に努める。</p> <p>また、観光等地域の産業の持続的な発展と自然環境の保全の両立を目指し、流域の自然的・社会的状況を踏まえ、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、地域と連携しながら川づくりを推進する。</p> <p>さらに、市街地や酪農地帯及び湿原地帯と調和した釧路川らしい水辺景観の保全・形成に努める。</p> <p>- 40 -</p>

釧路川水系河川整備計画(第9回流域委員会)	委員会の意見等	修正案
<p>2-1-3 河川環境の整備と保全に関する事項</p> <p>(1) 河畔林の保全、水際の多様化</p> <p>釧路川では、水際から高水敷にかけて、多様な植生が分布している。これらは、動植物の生息・生育の場、良好な景観形成、水質の浄化、自然との豊かなふれあいの場の提供等、多様な機能を有している。特に植生を含む水際部は、魚類や水生生物等にとって貴重な生息・生育環境を形成している。</p> <p>その一方で、河道内に樹木が繁茂することにより流下断面が不足することもあり、洪水の安全な流下等に支障を及ぼさないよう、治水面との整合を図りつつ、河畔林の機能の保全を考慮した河川の整備や管理が必要となる。</p> <p>このため、河畔林は、釧路湿原への影響を考慮しつつ、洪水の安全な流下等に支障とならない範囲で保全する。</p> <p>また、河道の掘削等にあたっては、断面が単調とならないよう、魚類や水生生物の生息・生育環境に配慮する。</p> <div data-bbox="350 877 1240 1255" data-label="Image"> </div> <p>図 2-8 河畔林の保全、河岸の多様化イメージ図</p> <p>(2) 魚類等の移動の連続性</p> <p>釧路川ではサケやシシャモ等の遡上や産卵が確認されており、これらの生息環境の保全のためには、流況や河床の状況等を維持することに加え、釧路川とその支川や流入水路等において移動の連続性を確保することが重要である。このため、関係機関等と連携し、横断工作物や樋門地点等において魚類等の移動の連続性の確保に努める。</p> <p>特にシシャモについては、北海道の太平洋沿岸のみに分布する日本固有の魚であり、貴重な漁業資源ともなっていることから、釧路川の下流域においては、シシャモの生息・生育環境の保全に努める。</p>	<p>魚類などの移動の連続性については、シシャモのほかにイトウ、サケ科魚類、外来種を除く魚種の生息・生育環境の保全についても記載していただきたい。</p> <p>※変更箇所を青字下線で表示</p>	<p>2-1-3 河川環境の整備と保全に関する事項</p> <p>(1) 河畔林の保全、水際の多様化</p> <p>釧路川では、水際から高水敷にかけて、多様な植生が分布している。これらは、動植物の生息・生育の場、良好な景観形成、水質の浄化、自然との豊かなふれあいの場の提供等、多様な機能を有している。特に植生を含む水際部は、魚類や水生生物等にとって貴重な生息・生育環境を形成している。</p> <p>その一方で、河道内に樹木が繁茂することにより流下断面が不足することもあり、洪水の安全な流下等に支障を及ぼさないよう、治水面との整合を図りつつ、河畔林の機能の保全を考慮した河川の整備や管理が必要となる。</p> <p>このため、河畔林は、釧路湿原への影響を考慮しつつ、洪水の安全な流下等に支障とならない範囲で保全する。</p> <p>また、河道の掘削等にあたっては、断面が単調とならないよう、魚類や水生生物の生息・生育環境に配慮する。</p> <div data-bbox="1846 877 2736 1255" data-label="Image"> </div> <p>図 2-8 河畔林の保全、河岸の多様化イメージ図</p> <p>(2) 魚類等の移動の連続性</p> <p>釧路川では<u>イトウの生息や</u>、サケやシシャモ等の遡上や産卵が確認されており、これらの生息環境の保全のためには、流況や河床の状況等を維持することに加え、釧路川とその支川や流入水路等において移動の連続性を確保することが重要である。このため、関係機関等と連携し、横断工作物や樋門地点等において魚類等の移動の連続性の確保に努める。</p> <p>特にシシャモについては、北海道の太平洋沿岸のみに分布する日本固有の魚であり、貴重な漁業資源ともなっていることから、釧路川の下流域においては、シシャモの生息・生育環境の保全に努める。</p>

釧路川水系河川整備計画(第9回流域委員会)

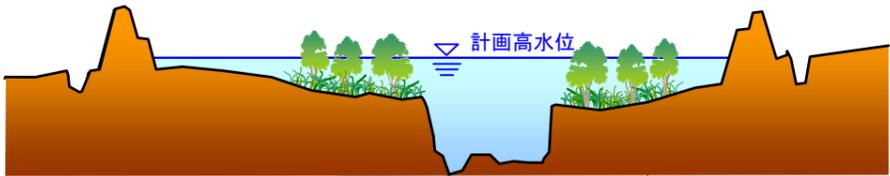
イ) 河道内樹木の管理

河道内の樹木は、動植物の生息・生育環境や河川景観を形成するなど、多様な機能を有している。一方、洪水時には水位の上昇や流木の発生の原因となる。

このため、河道内樹木の繁茂状況を随時把握するとともに、洪水の安全な流下に支障とならないよう、釧路湿原等への影響を考慮しつつ河道内樹木を適切に管理するものとする。一方、保全が必要な樹木や生態系への影響が大きい樹木については、間伐や下枝払い等を行うものとする。

なお、樹木の大きさや密度等を踏まえた効果的な樹木管理方法について、引き続き調査・検討を行う。

樹木が少ない場合は、計画高水位以下で安全に洪水を流すことができる。



洪水流下の支障となる樹木が繁茂すると、河積が小さくなり水位が上昇する。



樹木が繁茂しないよう適切に樹木の管理を行う。

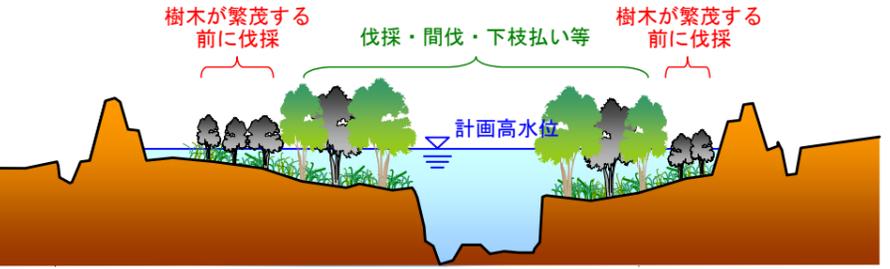


図 2-11 河道内樹木の管理イメージ図

委員会の意見等

外来植物が河道内で大きな群落をつくってしまうと湿原域や自然再生事業に含まれるエリアへの影響も考えられるので、河川の維持管理と自然再生事業との整合性を謳っておいたほうが良いと思う。

※変更箇所を青字下線で表示

修正案

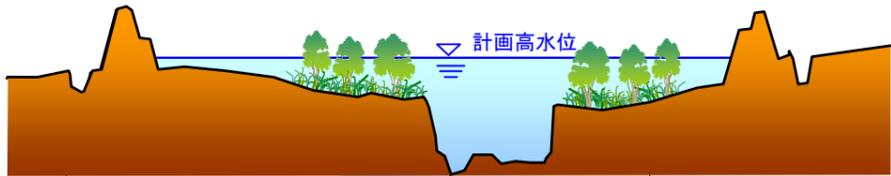
イ) 河道内樹木の管理

河道内の樹木は、動植物の生息・生育環境や河川景観を形成するなど、多様な機能を有している。一方、洪水時には水位の上昇や流木の発生の原因となる。

このため、河道内樹木の繁茂状況を随時把握するとともに、洪水の安全な流下に支障とならないよう、外来植物等による釧路湿原等への影響を考慮しつつ河道内樹木を適切に管理するものとする。一方、保全が必要な樹木や生態系への影響が大きい樹木については、間伐や下枝払い等を行うものとする。

なお、樹木の大きさや密度等を踏まえた効果的な樹木管理方法について、引き続き調査・検討を行う。

樹木が少ない場合は、計画高水位以下で安全に洪水を流すことができる。



洪水流下の支障となる樹木が繁茂すると、河積が小さくなり水位が上昇する。

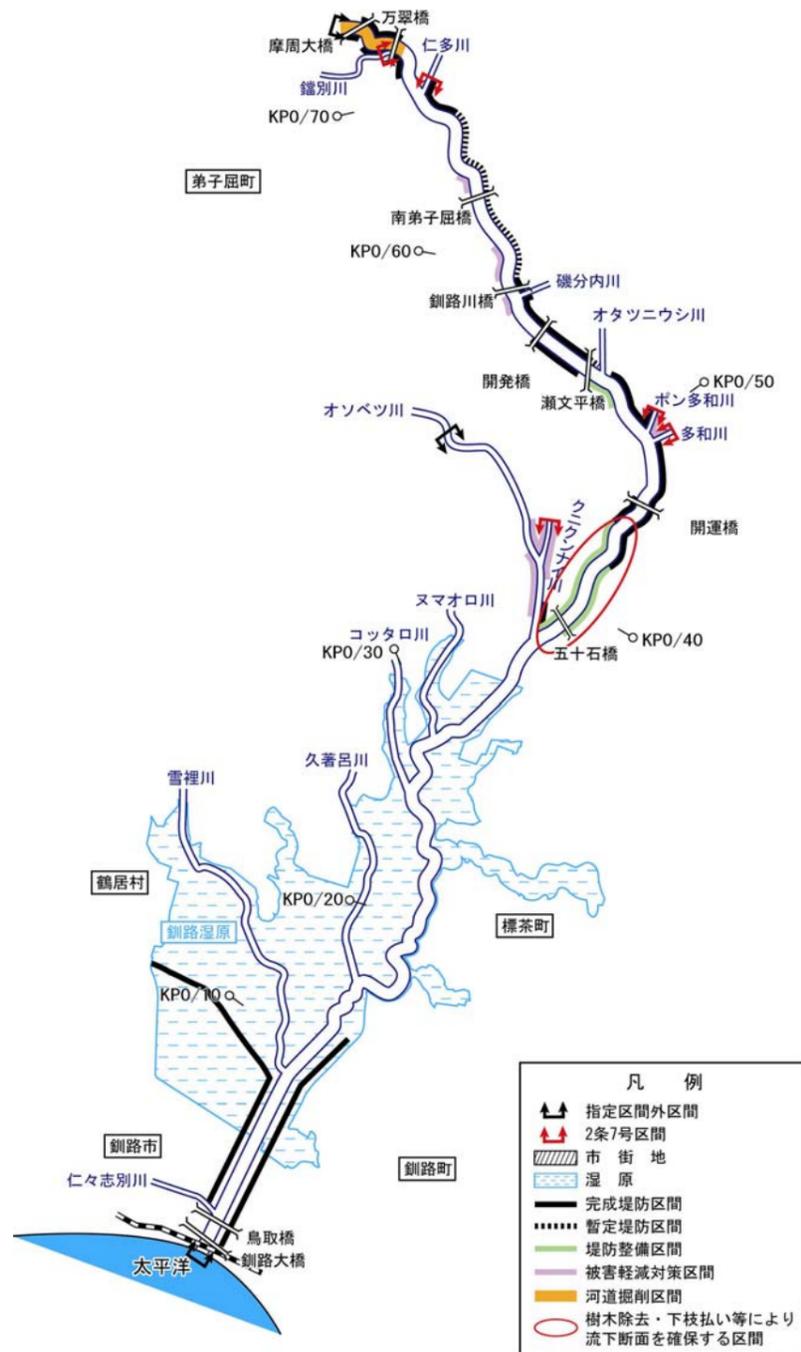


樹木が繁茂しないよう適切に樹木の管理を行う。



図 2-11 河道内樹木の管理イメージ図

釧路川水系河川整備計画(第9回流域委員会)



釧路川水系 計画平面図

委員会の意見等

自然再生を目的とする事業と治水事業が一緒に見られるようになると非常に分かりやすいと思う。

修正案



釧路川水系 計画平面図